

- 欧州委員会は2021年12月、プラットフォーム労働における労働条件を改善し、EUのデジタル労働プラットフォームの持続可能な成長を支援するため、新たな指令案を提案。2024年3月11日、EU労働社会相理事会で同指令案が合意された。今後、協定文は全ての公用語で最終決定され、正式に採択される予定。採択の正式な手順が完了した後、加盟国は指令の規定を国内法に組み込むまでに2年の猶予が与えられる。（令和6年3月12日時点）

背景①：EUにおけるプラットフォーム労働の拡大

- ✓ 域内のプラットフォーム経済による収益は約200億€（2020年）
- ✓ EUで500以上のプラットフォームが存在
- ✓ プラットフォームで働く者は2800万人（推計）。2025年には4,300万人となる見込み

背景②：従事者の雇用地位の実態

- ✓ 大半は本来の自営業者とみられる
- ✓ 他方で、550万人（約2割）は労働者の可能性
- ✓ 雇用上の地位をめぐり、加盟国で多数の訴訟が発生

指令案の目的

- プラットフォーム労働従事者に対する正しい雇用上の地位と権利の保障
- アルゴリズム管理（※）の公平性・透明性・説明責任の確保
- プラットフォーム労働の透明性・トレーサビリティの確保、法執行の改善

※ 電子的手段等の自動化されたシステムを使用して、労働の遂行の監視や、労働成果の質の評価等の管理を行う仕組み

0. 定義

「**デジタル労働プラットフォーム**」：以下(a)～(d)の要件をすべて満たすサービスを提供する事業者。

- (a)顧客に対し、Webサイトやモバイルアプリケーションなどの電子的手段を通じて、遠隔地からサービスを提供する事業を行うもの（部分的なものを含む）
- (b)サービス提供についての、顧客からの注文に応じて提供されること
- (c)作業がオンラインで行われるか特定の場所で行われるかに関係なく、代金と引き換えに人が行う作業を組織化する事業であること
- (d)作業従事者の組織化に自動化された監視システムまたは意思決定システムが使用されていること

※資産の活用または共有を主な目的とするサービスのプロバイダー、または専門家ではない個人が商品を再販できるようにするサービスのプロバイダーは含まれない。

「**プラットフォーム労働者**」：プラットフォーム作業を行う者のうち、加盟国の判例法を考慮して、加盟国で施行されている法律、労働協約、または慣行によって定義される雇用契約を結んでいるか、または実態上雇用関係があるとみなされる者

1. 自動監視システムまたは意思決定システムによる個人データの処理の制限

➤ デジタル労働プラットフォームは、システムを使用して、プラットフォームで作業を行う人の感情的・心理的状态の個人データ、プライベート会話に関連した個人データ等を処理してはならない（第7条(1)）

2. 雇用関係の法的推定

➤ デジタル労働プラットフォームと、そのプラットフォーム作業を行う者との間の契約関係は、欧州司法裁判所の判例法を考慮し、**各国内法、労働協約、加盟国で有効な慣行に従って、支配と指揮を含む要素が見いだされる場合、法的に雇用関係であると推定される**（第5条(1)）。

➤ 法的推定に異議がある場合、**拳証責任はプラットフォーム側に課される**（第5条(1)）

➤ 加盟国は、プラットフォーム作業を行う者の利益となる手続の円滑化のため、雇用の法的推定（プラットフォームによる反証可）を確立するものとし、加盟国は、その法的推定が侵害されないことを保障するものとする（第5条(2)）

➤ プラットフォーム作業を行う者の雇用上の地位の正確な決定が問題となっているときには、法的推定はあらゆる行政または司法上の手続に適用されるものとする。法的推定は、税制、刑事および社会保障の事項には適用されないものとする（ただし、加盟国の国内法により適用可）（第5条(3)）

3. 自動的なモニタリング又は意思決定システムによる管理

➤ 加盟国は、デジタル労働プラットフォームに対し、プラットフォーム作業従事者や、プラットフォーム労働者の代表者、及び権限のある国内当局に、自動監視又は意思決定システムの使用（当該システムが監視、監督、評価するデータ等）を通知することを義務付けること（第9条(1)）

➤ アルゴリズム管理の個々の決定の影響等を定期的に労働者の代表の関与のもとで監督・評価すること、そのための人員の配置（第10条(1)(2)）

➤ アルゴリズム管理による決定に対する異議申立てが可能（第11条(2)）

4. プラットフォーム透明性の改善による法執行の確保

➤ （雇用関係にある場合）プラットフォームは雇用主として加盟国の法律に定められた規則・手順に従って、プラットフォーム労働者が実施した仕事を管轄官署に申告すること（第16条）

➤ 就業者数、一般契約条件、平均活動時間、1人あたりの平均週労働時間、活動からの平均収入、契約関係にある仲介者等の必要な情報を管轄の国内当局に提供すること（情報を少なくとも6ヶ月ごとに更新）（第17条(1)～(3)）

（出所）欧州連合日本政府代表部「EUの雇用社会政策の現状と最近の動向について」（2022年7月）
（<https://www.eu.emb-japan.go.jp/files/100423573.pdf>）、欧州連合HP及び「Provisional agreement on the platform work directive」（<https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-7212-2024-ADD-1/en/pdf>）を基に、厚生労働省労働基準局労働条件政策課において作成